

第3回 愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 会議録（要点筆記）

（日 時）

平成 21 年 3 月 16 日（月） 18:22～18:50

（場 所）

松山市三番町 4 丁目 11-6
KH三番町プレイス 3階 第2会議室

（出席者）

委 員：宇都宮委員、土居委員、前田委員、三好委員、吉川委員（五十音順）
計 5 名

事務局：安永事務局長、増元総務課長、羽藤事業課長、
藤田総務企画係長、小川資格管理係長、北須賀医療給付係長

（議事次第）

- 1 会長あいさつ
- 2 議題
 - (1) 報告事項について
 - ・平成 20 年度における個人情報取扱事務の届出について
 - ・平成 20 年度における情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について
 - (2) 情報提供の依頼における協議について
 - (3) その他
- 3 閉会

（議事内容）

- 3 議題
 - (1) 報告事項について
《資料に基づき事務局説明》
 - ・平成 20 年度における個人情報取扱事務開始の届出について
個人情報保護条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律において、後期高齢者医療制度施行に係る事務遂行を目的とした届出等 4 件の個人情報取扱事務開始届出書の提出があったため、同条第 4 項の規定に基づき個人情報取扱事務の名称・目的・個人情報の対象者の範囲等について報告を行った。
 - ・平成 20 年度における情報公開条例の運用状況について
情報公開条例第 5 条の規定による行政文書の開示の請求は実績がなかった旨の報告を行った。
 - ・平成 20 年度における個人情報保護条例の運用状況について
個人情報保護条例第 6 条の規定による個人情報取扱事務の届出については 4 件の届出があった旨の報告を行った。
同条例第 13 条の規定による個人情報の開示の請求は、レセプトの開示請求が 1 件あ

た旨の報告を行った。

《質疑・応答》

1 レセプト開示の具体的内容について

被保険者から、受診状況が多いのではないかとということで、内容を知りたいというものであり、該当医療機関に照会した結果、開示決定致しました。

2 個人情報取扱事務開始届出書の各種委員について

各種委員とは、愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会委員、監査委員、選挙管理委員などでありまして、広域連合が特別地方公共団体でありますので、自治体における組織とほぼ同様の委員がおります。

3 個人情報取扱事務開始届出書の 65 歳年齢到達予定の住民の範囲について

64 歳の者で、誕生日 2 ヶ月前の住民を対象としております。

(2) 情報提供の依頼における協議について

《資料に基づき事務局説明》

広域連合保有の個人情報について、目的以外の目的のために利用または提供する場合については、広域連合個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号の規定により、「あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき」とされている。

そのため、個人情報を利用または提供するため審査会の意見を聴くものであります。

・後期高齢者医療制度被保険者情報の提供について

新居浜市長から、介護保険サービス未利用調査について、後期高齢者医療制度被保険者の医療レセプト情報が必要となるため、提供の依頼があったものです。

この「介護保険サービス未利用調査」とは、新居浜市において介護認定を受けている方のうち、介護保険サービスを利用していない方の実態を調査し、その方に対し必要なサービスを提供し、適切な支援につなげるというものであります。

また介護保険サービスについては、入院している方は対象外となることから、医療レセプトにより入院の有無を確認することにより利用対象者の絞り込みが可能となり、事務の効率化が図られることとなります。

《質疑・応答》

1 入院している方への周知について

入院している方は介護保険サービスの利用対象外となるため、入院している方への周知ではなく、利用対象者へ周知するものです。

2 実態調査の対象者数について

平成 19 年度の実績から見てみますと、新居浜市において介護認定を受けている方が約 6,800 名、そのうち介護保険サービス利用者が約 5,800 名となっており、残りの 1,000 名が実態調査の対象者となります。

対象者うちの約 95%は入院されておりますので、実質は約 50 名程度になると思われ

ます。

3 未利用者とはどういう方が想定されるかについて

家族・親戚の方、近所の方に介護されている方が想定されます。

また、介護保険制度の内容等がわからず、サービスを受けないまま生活している方などが想定されるため、そういった方に対し制度の周知を行い、その方の生活を支援するために市が取り組んでいるということであり

ます。

4 県内他市町の状況について

取り組みについては、各市町での取り組みとなるため詳細は把握はしておりません。町などであれば、介護サービス未利用者の状況が近所の方から提供されるということも考えられますが、松山市などは介護サービス事業者が多数おり、また、民生委員さんからの情報提供などにより事業を行っているのではないかと考えられます。

5 実態把握の方法について

調査対象者の絞り込みについてはいくつかの方法があると思われませんが、職員数も限られた中で、医療レセプトで入院の有無を確認するという方法が事務を効率的に執行することにつながるものと思われま

6 情報の提供の周期について

情報の提供につきましては、新居浜市の調査の時期に応じて、毎年度しかるべき時期に請求があり、提供することになると思われま

今回 20 年度につきましては、制度施行年度でもありましたことから、この時期となっており、直近の 1 月分のレセプトを提供することとなります。

議題 (2) に対する質疑・応答の結果、公益上必要であり個人の権利・利益を不当に侵害するものではないと認定できるため、新居浜市への提供について、審査会として承認される。

(3) その他

委員・事務局とも特に意見はなし。

署名委員

会 長

前 田 繁 一

委 員

吉 川 博 理